



## 米戸別所得補償モデル事業の動向

主席研究員 藤野信之

### はじめに

本稿では、民主党農政として2010年度に実施された戸別所得補償制度のモデル対策のうち、「米戸別所得補償モデル事業」について、その動向と課題について主として収支に与える影響の側面から検討する。

### 1 モデル事業の概要と問題点

#### (1) 事業の経緯

09年8月の衆院選で政権党となった民主党の農政において、10年度に水田作に対する農業者戸別所得補償モデル対策が実施され、米に関しては米戸別所得補償モデル事業が実施された。制度の主旨は、生産数量目標に則した米生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対する「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした補填をする交付金」が基本であるが、11年度からは農業者戸別所得補償制度の「米の所得補償交付金（定額部分）」および「米価変動補てん交付金（変動部分）」に分解して本格実施される予定である。

それまでも、98年の米の価格支持（政府米の買入れ）廃止以降、価格政策とは別の

経営安定対策等が課題となり、米価または収入の変動を緩和する諸対策（いわゆる「ナラシ」）が実施されてきた。しかしながら、それらは、①内容が諸外国との生産条件の不利性を補正するもの（いわゆる「ゲタ」）でなかったこと、②04年の米政策改革以降、対象者の経営規模が、原則として個別経営で4ha（北海道は10ha）、集落営農で20ha以上と選別的であったことから、米価の下落基調のなかでの稲作農家の経営の下支え機能としては不十分であった。こうしたなかで、民主党は07年に農業者戸別所得補償法案を策定し、09年の衆院選で農村票も集めて勝利した。

なお、米戸別所得補償制度については、①大規模経営に対して超過利潤をもたらし規模拡大を促進するという見方と、②小規模農家を温存して規模拡大を抑制するという、相反する見方がある。しかし、大きな流れから見ると、2010年世界農林業センサス結果にも表れたとおり規模拡大は着実に進んでおり、政策的支援や農協系統の取り組み等も加わって今後さらに規模拡大が進むものと考えられる。そのなかでは、規模の小さな農家ほど高齢化が進んでいることから離農が進むとともに、戸別補償は地代化して農地の出し手である小規模農家に還元

されていく可能性があり、現在の小規模農家補償は過渡的なものと考えるのが妥当だろう。

## (2) 事業の内容と問題点

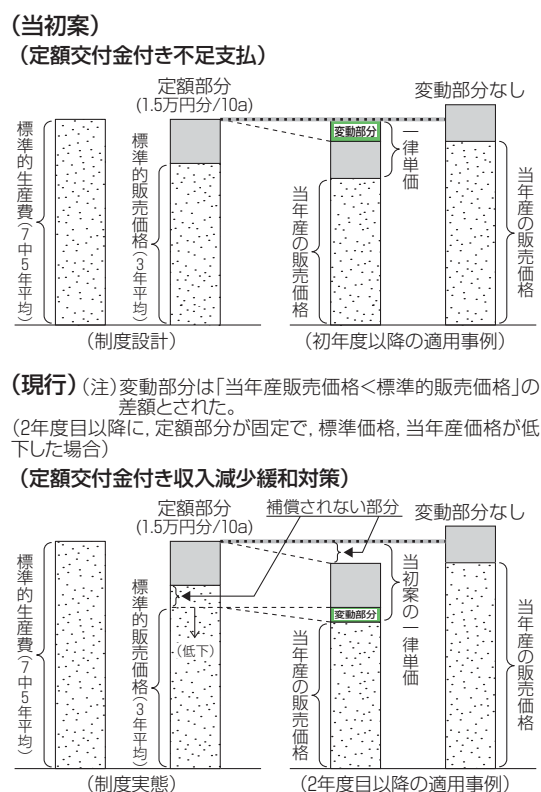
モデル事業の内容は、前記のとおり米の「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした補填をする交付金」の交付事業である。

モデル事業の当初設計においては、第1図の上段のとおり「7年中庸5年平均の生産費（標準的生産費、ただし家族労働費は8割）－当年産販売価格」の差額を「全国一律単価」として補償することとし、そのうち「標準的生産費－標準的販売価格（3年平均）」との差額を「定額部分」として切り出して定額交付し、残りの部分を「変動部分」として交付する「定額交付金付き不足支払」制度であった。

しかし、事業の実施段階に至って、変動部分の定義が「（一律単価）－（定額部分）」から、「（当年産販売価格＜標準的販売価格）の差額」に変わったため、米価下落基調のなかでは、定額部分が固定されると補償水準が低下する恐れが生ずることとなった。この場合における新しい定義によるモデル事業は、「定額交付金付き不足支払」から「定額交付金付き収入減少緩和対策」に変貌してしまった（第1図の下段）。

10年産の米価は、08/09年の農林水産省による需要見通しの過大<sup>(注1)</sup>31万トンによる08年産米の過剰持ち越し在庫の発生を主因とする余剰基調のなかで、大幅に低下した。

第1図 変動部分の定義変更と補償範囲の変化



資料 農林水産省資料から作成

相対取引価格（農林水産省公表、以下「相対価格」という）は、09年産で既に年間1,063円/60kg低下し、10年8月には14,106円となった。これに対して10年産では、10年9月のスタート時点でここからさらに1,066円下落の13,040円となり、11月まで3か月続けて低下した。

その後、10年12月には、①政府備蓄米の水準適正化（95→100万トン、5万トン積増し）、品質適正化（品質劣化の05年産米の飼料用処理13万トンの回転積替え13万トン）のために計18万トンを10年産米から買い入れることとされたこと、②農協系統に集荷円滑化基金321億円を使った10年産主食用米の飼料用処理（17万トン）が認められたこと等から、10年産相対取引価格は底を打ち、

12月12,711円、11年1月12,710円となった。

この結果、変動部分の算出基礎となる相対価格(10/9～11/1月平均値)は、12,723円となり、ここから消費税を抜き(×100/105)、流通経費2千円、包装費154円を控除すると①9,963円という農家手取り価格が算出できる。一方で、標準的販売価格は06～08年産の相対価格平均14,838円であり、ここから消費税を抜き、流通経費、包装費を控除した農家手取り価格は②11,978円とされている(農林水産省。消費税抜き価格は14,131円なので、流通経費+包装費はそれらの差額2,153円となる)。

標準的販売価格手取り②11,978円－当年産価格手取り①9,963円＝2,015円なので、変動部分は2,015円となってしかるべきだが、農林水産省はこれを1,715円(当年産価格手取り10,263円)とした。差額の300円は、「全農公表の共同計算の直近結果を当てはめると、10年産はコストが300円安く済んだため」<sup>(注2)</sup>と説明されている。

制度の設計内容が大幅変更されたのは大問題であるが、このような制度の運用内容に恣意性が入り込むことも大きな問題点といえよう。もともと、変動部分の定義が変更されたときに、「変動部分は、当年産販売価格が標準的販売価格を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定する」とされ、基準の公開を求める声があったが、もっともなことである。

ちなみに、11年度の本格実施における「標準的販売価格」は06～08年産の相対価格の平均とされているが、これも9、10年

産米価格の大幅下落による変動部分の補填水準の低下を回避するための恣意策である(10年8月の概算要求時には、06～10年の5年中庸3年平均とされていた)。これについては、「1.5万円の助成額を変えない以上、(変動部分の販売額)補填基準価格も維持する」<sup>(注3)</sup>(農林水産省)と説明されているが、これは変動部分の補填基準価格(＝標準的販売価格)が洗い替えられると、補填水準が低下するからである。標準的生産費こそが基準価格として機能する、制度の当初設計に戻るこそが望まれる。

なお、モデル事業における定額部分は、前記のとおり11年度の本格実施からは「米の所得補償交付金(定額部分)」となったが、算定単価はモデル事業で算定した額である1.5万円/10a(1,700円/60kg)がそのまま用いられることとなった(標準的生産費は02～08年産中庸5年平均＝13,703円、標準的販売価格は06～08年産平均＝11,978円)。

(注1) 08年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(農林水産省)」における08/09年需要見通し855万トンに対して、08/09年の確定需要量は824万トン(食料・農業・農村政策審議会、総合食料分科会、食料部会)であった。

(注2) 11年2月25日付け日本農業新聞記事。

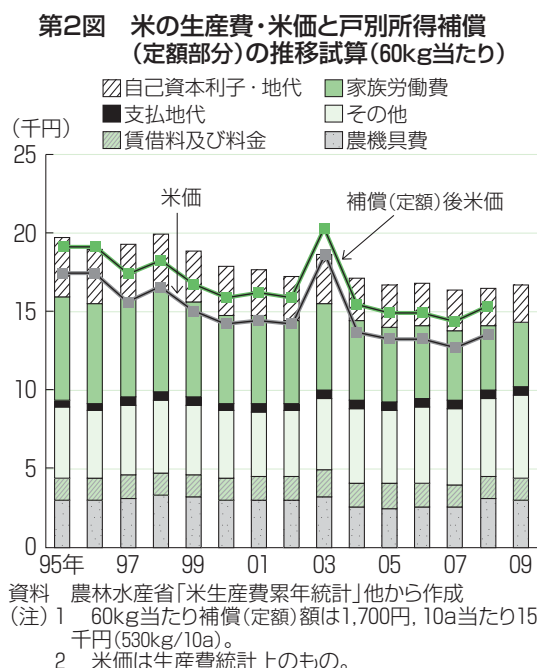
(注3) 10年12月27日付け日本農業新聞記事。

## 2 米価・生産費の推移と 定額部分の効果

95年の食糧法施行以降の趨勢を見ると、98～02年の米価は支払利息・地代算入生産費(自己資本利子・自作地地代を除く経営費+家族労働費、以下「利子・地代生産費」という)

の水準の低下とほぼ同一ペースで低下している（04～07年は米価の低下ペースの方が生産費のそれより大きい。第2図）。したがって、モデル事業のように、過去数年の生産費を基準に補償がなされるとすると、補償後米価や補償後所得は毎年低下していく可能性が高いこととなる（稲経、稲得・担経や経営安定対策の収入減少影響緩和対策（ナラシ）と同様の効果しか果たさない）。

一方で、生産費の絶対額が低下していくなかでは生産費の低下幅は縮小していく可能性がある。石破シミュレーション<sup>(注4)</sup>では、「農業構造の展望（05年）」における目標が10年目に実現されるものと仮定した上で、「規模拡大が進展し、生産費の低い大規模農家のシェアが高まることで、（生産費は）序々に低下していくと考えられる」として、利子・地代生産費の初期値（07年産）13,872円に対して10年目の当該生産費を15.9%減（年率1.72%減）の11,660円と予測している。



一方、食糧法施行の95年産から09年産までの過去における実績値を見ると、当該生産費は14年間で16,004円から14,434円まで低下している（9.8%減、年率0.73%減）。戸別所得補償制度下における生産費の低下スピードは正確には予測できないが、過去実績よりも規模拡大のインセンティブが働きピッチが高まるものと考えられることから、年間減少率2%程度で逡巡していく可能性が高いものと考えられる。

モデル事業の補償額の定額部分は3年固定との発言も聞こえるが、いずれにしろ、04年以降のように米価の低下幅が生産費の低下幅を上回って推移すると、当初設計でいうところの「一律交付額（一律単価）」（標準的生産費－当年産販売価格）が年々増加し、財政や国民的理解の側面で無理が生じる可能性もある。

もっとも、農林水産省も今後は変動部分について「11年産は補填割合を10割とするが、今後の価格動向を見て率の引き下げを検討」<sup>(注5)</sup>するとしており、制度の安定性は危ういものとなっている。

(注4) 石破元農相指揮下の農林水産省で行われた「米の生産調整に関するシミュレーション結果（第2次）」。

(注5) (注3)に同じ。

### 3 規模別生産費・経営収支とモデル事業の関係

#### (1) 規模別生産費との関係

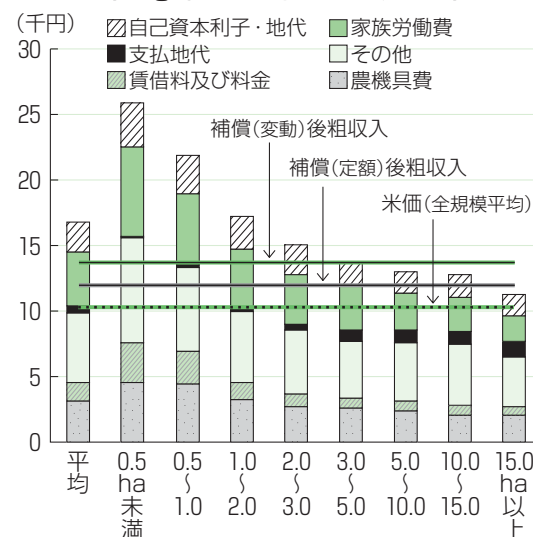
確定した60kg当たりの制度上の10年産販売価格10,263円、定額部分1,700円、変動部

分1,715円と09年産の生産費を使って試算すると、全規模平均の稲作所得は△55円、定額補償後で1,645円、変動補償後で3,360円となり、これは家族労働費の81.6%に相当する。同様に10a当たりで試算した10年産粗収入88千円に確定した定額部分15千円、変動部分15.1千円、09年産の生産費を用いて試算すると、全規模平均の稲作所得は△471円、定額補償後で14.5千円、変動補償後で29.6千円となる。

また、これに米モデル事業加入申請件数1,177千戸、支払対象面積（見込み）1,025千<sup>(注6)</sup>haを加えて試算すると、全規模平均の1戸当たりの稲作所得は△4千円、定額補償は11.6万円（補償後稲作所得11.2万円）、変動補償も11.6万円（補償後稲作所得22.8万円）となる。

2ha未満層は、2ha以上層と異なり、利子・地代生産費が補償後米価を上回っており、補償額で逆ざやの一部を埋めることとなる。一方で、2ha以上層では補償後米価が利子・地代生産費を上回っており、戸別補償によって超過利潤が発生する。もちろん、自己資本利子・自作地地代全額算入生産費（全算入費）ベースで見ると、補償後米価でそれがカバーされるのは3ha以上層となる（第3図、第1表）。これらの超過利潤は、規模拡大のインセンティブとして働くことが期待されるが、前記1（2）後段で述べたとおり、現行の米戸別所得補償制度が「標準的生産費を基準とする不足支払」となっており、将来における補償水準の見通しが立ちにくいことから、生産者の規

**第3図 米規模別生産費・モデル事業1年目米価と戸別所得補償の関係試算（60kg当たり・09年産生産費ベース）**



資料 農林水産省「米生産費統計」他各種資料から作成  
(注) 1 米価は10年産相対価格の9～1月5ヵ月平均から消費税、流通経費等控除したもの(10,263円)。  
2 補償(定額)は1,700円、10a当たり15千円(530kg/10a)。  
3 補償(変動)は1,715円(標準的な販売価格から10年産米価を引いたもの(15,100円/10a))。

模拡大を促進する効果は限定的なものとなる。

## (2) 規模別経営収支との関係

次に、農家経営全体への影響という観点から、水田作農家（水田作物の販売収入が最も多い農家）における経営収支の状況と戸別補償（定額部分）の関係を、平均値と規模別に見てみよう。10年の経常収支データは未公表のため、米の農家販売価格がちょうど確定した10年産の変動部分（1,715円/60kg）相当分高かった07年の経常収支統計<sup>(注7)</sup>を用いて試算する。

全規模平均の農業所得（07年）が372千円であるのに対して、戸別補償（定額部分）試算値は125千円であり、補償前の農業所得の3分の1の値となって、農業所得を34%向上させる。また、総所得では2.7%の増加

第1表 米の規模別生産費・モデル事業1年目米価と稲作所得・戸別所得補償(定額・変動部分)の試算(09年産生産費ベース)

|                       |               | 平均      | 0.5ha未満 | 0.5～1.0 | 1.0～2.0 | 2.0～3.0 | 3.0～5.0 | 5.0～10.0 | 10.0～15.0 | 15.0ha以上 |
|-----------------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------|----------|
| 60kg<br>当たり<br>(円)    | 米価(全規模平均)     | 10,263  | 10,263  | 10,263  | 10,263  | 10,263  | 10,263  | 10,263   | 10,263    | 10,263   |
|                       | 補償(定額部分)      | 1,700   | 1,700   | 1,700   | 1,700   | 1,700   | 1,700   | 1,700    | 1,700     | 1,700    |
|                       | 補償(変動部分)      | 1,715   | 1,715   | 1,715   | 1,715   | 1,715   | 1,715   | 1,715    | 1,715     | 1,715    |
|                       | 稲作所得          | △55     | △5,363  | △3,255  | 81      | 1,347   | 1,696   | 1,799    | 1,867     | 2,663    |
|                       | 戸別所得補償後       | 3,360   | △1,948  | 160     | 3,496   | 4,762   | 5,111   | 5,214    | 5,282     | 6,078    |
| 10a<br>当たり<br>(円)     | 単収(kg)        | 514     | 514     | 500     | 511     | 518     | 523     | 521      | 524       | 503      |
|                       | 稲作所得          | △471    | △45,943 | △27,125 | 690     | 11,629  | 14,783  | 15,621   | 16,305    | 22,325   |
|                       | 補償額(定額)       | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 15,000  | 15,000   | 15,000    | 15,000   |
|                       | 補償(定額)後稲作所得   | 14,529  | △30,943 | △12,125 | 15,690  | 26,629  | 29,783  | 30,621   | 31,305    | 37,325   |
|                       | 補償額(変動)       | 15,100  | 15,100  | 15,100  | 15,100  | 15,100  | 15,100  | 15,100   | 15,100    | 15,100   |
|                       | 補償(変動)後稲作所得   | 29,629  | △15,843 | 2,975   | 30,790  | 41,729  | 44,883  | 45,721   | 46,405    | 52,425   |
| (注) 下記野線内は参考値         |               |         |         |         |         |         |         |          |           |          |
| 稲作<br>戸数<br>面積        | 農家戸数(千戸)      | 1,177   | 1,123   | 457     | 244     | 66      | 39      | 21       | 7         |          |
|                       | 稲作付面積(千ha)    | 1,025   | 292     | 315     | 332     | 157     | 145     | 141      | 98        |          |
|                       | 平均稲作付面積(ha)   | 0.87    | 0.26    | 0.69    | 1.36    | 2.38    | 3.72    | 6.71     | 14.00     |          |
| 総額<br>(百万<br>円)       | 補償総額(定額)      | 153,750 | 26,955  | 40,395  | 46,140  | 22,560  | 21,165  | 20,835   | 14,595    |          |
|                       | 補償総額(変動)      | 154,775 | 27,135  | 40,664  | 46,448  | 22,710  | 21,306  | 20,974   | 14,692    |          |
|                       | 予算規模          | 337,100 |         |         |         |         |         |          |           |          |
| 戸別<br>試算<br>(千円)      | 1戸当たり所得       | △4      | △119    | △187    | 9       | 277     | 550     | 1,049    | 2,283     |          |
|                       | 1戸当たり補償(定額)   | 116     | 24      | 88      | 189     | 342     | 543     | 992      | 2,085     |          |
|                       | 補償後所得(定額)     | 112     | △95     | △99     | 198     | 618     | 1,092   | 2,041    | 4,368     |          |
|                       | 1戸当たり補償(変動)   | 116     | 24      | 89      | 190     | 344     | 546     | 999      | 2,099     |          |
|                       | 補償後所得(変動)     | 228     | △71     | △10     | 389     | 963     | 1,639   | 3,040    | 6,467     |          |
| 要補<br>償額<br>試算<br>(円) | 利子・地代生産費      | 14,434  | 22,464  | 18,919  | 14,687  | 12,769  | 11,843  | 11,311   | 11,016    | 9,636    |
|                       | ①要補償額(60kg)   | 4,171   | 12,201  | 8,656   | 4,424   | 2,506   | 1,580   | 1,048    | 753       | △627     |
|                       | ②要補償額(10a)    | 35,732  | 104,522 | 72,133  | 37,678  | 21,635  | 13,772  | 9,100    | 6,576     | △5,256   |
|                       | ①の補償過不足(60kg) | △756    | △8,786  | △5,241  | △1,009  | 909     | 1,835   | 2,367    | 2,662     | 4,042    |
|                       | ②の補償過不足(10a)  | △5,632  | △74,422 | △42,033 | △7,578  | 8,465   | 16,328  | 21,000   | 23,524    | 35,356   |

資料 農林水産省「米生産費調査」、稲作農家戸数・稲作付面積(食糧庁調べ(05年))他各種資料から作成

- (注) 1 太字は、モデル事業上の確定(戸数、面積、補償総額は実績見込み)値。  
2 1戸当たり補償からは各戸10aを控除。60kg当たり補償(定額)は1,700円(530kg/10a)。  
3 60kg当たり補償(変動)は、標準的な販売価格から米価を引いた1,715円(15,100円/10a)。  
4 家族労働単価(時給)は、全規模平均で1,400円。従業員5～29人規模の建設業、製造業、運輸業者の賃金を基に算出されている。

要因となる。規模別に見ると、もともと農業所得が赤字である0.5ha未満では赤字の3分の1を埋めるにとどまるが、0.5ha以上では当然ながらすべての規模において所得の増加要因となり、2ha以上ではほぼ各農業所得の20%前後の値となる。また、大規模になるほど農業所得の割合(農業依存度)が高まることから、戸別補償(定額部分)による総所得の増加率は、規模の拡大に合わせて0.5ha未満の0.7%から10ha以上の17.2%に向かって逡増する。(1)の稲作部

門収支と同様に、稲作部門以外を含めた水田作全体で見ても、当然ながら規模が大き

いほどメリットが大きくなる(第2表)。

(注6) 11年2月23日付け日本農業新聞記事。

(注7) 07年産のコメ価格センターの指標価格(包装代、消費税等抜き)は14,185円であり、ここから流通経費2千円を控除した農家販売価格は12,185円となる。10年産の農家販売価格は10,263円のため、これとの差額1,922円が、確定した10年産の変動部分(1,715円)に近似しており、07年の収入には変動部分が織り込まれていると考えれば、残りの定額部分についての影響度合いや、戸別補償(定額・変動)後の収支状況を見ることができる。

第2表 水田作農家における規模別経営収支(07年)と戸別所得補償(定額部分)の影響試算

|                     | 単位 | 平均    | 0.5ha<br>未満 | 0.5～<br>1.0 | 1.0～<br>2.0 | 2.0～<br>3.0 | 3.0～<br>5.0 | 5.0～<br>7.0 | 7.0～<br>10.0 | 10.0ha<br>以上 |
|---------------------|----|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 年間月平均農業経営関与者数       | 人  | 1.98  | 1.92        | 1.96        | 2.00        | 2.05        | 2.15        | 2.07        | 2.24         | 2.63         |
| 経営耕地面積              | a  | 178   | 72          | 118         | 201         | 313         | 465         | 618         | 885          | 1,843        |
| うち 田面積              | a  | 156   | 53          | 99          | 176         | 280         | 434         | 586         | 828          | 1,738        |
| 農業所得                | 千円 | 372   | △105        | 36          | 453         | 1,371       | 1,919       | 2,758       | 3,240        | 7,279        |
| 農業粗収益               | 千円 | 1,842 | 488         | 1,019       | 2,085       | 3,911       | 5,749       | 8,200       | 10,330       | 22,104       |
| うち 稲作               | 千円 | 1,208 | 373         | 776         | 1,445       | 2,399       | 3,821       | 4,953       | 5,395        | 11,032       |
| 麦作                  | 千円 | 30    | 0           | 1           | 7           | 33          | 54          | 168         | 429          | 1,365        |
| 大豆                  | 千円 | 23    | 3           | 6           | 19          | 18          | 46          | 370         | 319          | 723          |
| 共済受取・補助金等           | 千円 | 200   | 26          | 60          | 154         | 299         | 542         | 1,036       | 1,930        | 5,423        |
| 農業経営費               | 千円 | 1,470 | 593         | 983         | 1,632       | 2,540       | 3,830       | 5,442       | 7,090        | 14,825       |
| うち 共済掛金・補助掛金等       | 千円 | 50    | 8           | 19          | 47          | 98          | 186         | 291         | 386          | 856          |
| (正味補助金等)            | 千円 | 150   | 18          | 41          | 107         | 201         | 356         | 745         | 1,544        | 4,567        |
| (外数) 戸別所得補償(定額部分)試算 | 千円 | 125   | 33          | 74          | 143         | 237         | 376         | 512         | 730          | 1,549        |
| 戸別(定額)の農業所得対比       | %  | 33.7  | △ 31.1      | 205.8       | 31.7        | 17.3        | 19.6        | 18.6        | 22.5         | 21.3         |
| 農外所得                | 千円 | 2,323 | 2,471       | 2,384       | 2,344       | 2,038       | 1,729       | 1,339       | 1,959        | 966          |
| 農外収入                | 千円 | 2,514 | 2,672       | 2,571       | 2,500       | 2,209       | 1,983       | 1,614       | 2,233        | 1,241        |
| 農外支出                | 千円 | 191   | 201         | 187         | 156         | 171         | 254         | 275         | 274          | 275          |
| 年金等の収入              | 千円 | 1,941 | 2,048       | 2,353       | 1,667       | 1,264       | 1,078       | 768         | 934          | 762          |
| 総所得                 | 千円 | 4,639 | 4,415       | 4,773       | 4,466       | 4,673       | 4,748       | 4,865       | 6,136        | 9,024        |
| 総所得(戸別所得補償(定額)加算後)  | 千円 | 4,764 | 4,448       | 4,847       | 4,609       | 4,910       | 5,124       | 5,377       | 6,866        | 10,573       |
| 総所得(補償(定額)加算後)増加率   | %  | 2.7   | 0.7         | 1.6         | 3.2         | 5.1         | 7.9         | 10.5        | 11.9         | 17.2         |
| 租税公課諸負担             | 千円 | 651   | 645         | 649         | 621         | 618         | 633         | 739         | 729          | 1,462        |
| 可処分所得               | 千円 | 3,988 | 3,770       | 4,124       | 3,845       | 4,055       | 4,115       | 4,126       | 5,407        | 7,562        |
| 農業依存度               | %  | 13.8  | -           | 1.5         | 16.2        | 40.2        | 52.3        | 67.3        | 62.3         | 88.1         |
| 農業所得率               | %  | 20.2  | -           | 3.5         | 21.7        | 35.1        | 33.4        | 33.6        | 31.4         | 32.9         |

資料 農林水産省『経営類型別経営統計(個別経営、総合編)』他各種資料から作成

(注) 1 戸別所得補償(定額部分)は、田面積の60%が稲作面積とし、各戸10aを控除して算出(交付単価は15千円/10a)。

2 戸別所得補償(定額部分)は、上記収支表の外数で、「総所得(戸別所得補償(定額)加算後)」のみに加算・反映。

3 「水田作農家」とは、水田作付作物の販売収入が最も多い農家。

## 4 地域別生産費・平均経常収支とモデル事業の関係

### (1) 地域別生産費との関係

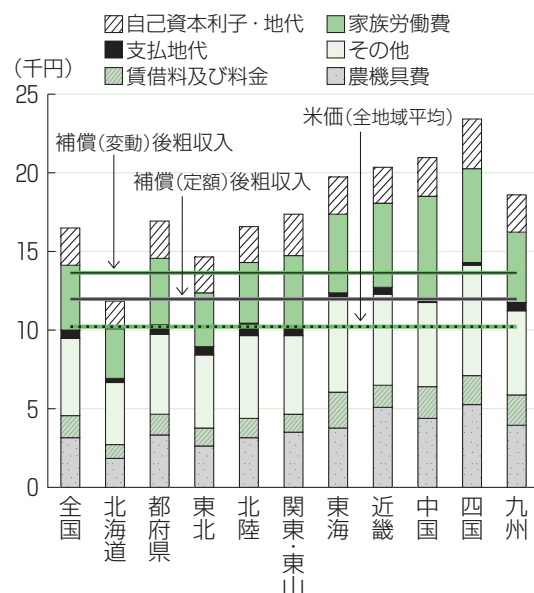
規模別と同様に、全国農業地域別に10年産米価と生産費(データの制約上08年産のもの)との関係を見てみよう。

あくまでも平均値ベースでの話ではあるが、地域別の1戸当たり平均稲作付面積は耕地の賦存率や営農類型構成にも影響されて東高西低となっていることにより、北海道では定額補償後米価で全算入費が賄える

のに対し、都府県では全国平均と同様に定額・変動補償後の稲作所得が3,349円/60kgで、これは家族労働費4,205円の79.6%となる。東北では、変動補償後米価で利子・地代生産費が賄えるのに対し、北陸以西では賄える割合が順次低下し、四国では物財費を割り込む(第4図)。

もちろん、だからといってその地域の稲作の重要性が低いことにはならない。地理的条件の上に社会的条件も加わって、地域ごとの営農類型構成が決まっており、だからこそ「多様な農業の共存」の必要性を示している。

**第4図 米地域別生産費・モデル事業1年目米価と戸別所得補償の関係試算  
(60kg当たり・08年産生産費ベース)**



資料 第3図に同じ

- (注) 1 米価は10年産相対価格の9～1月5ヵ月平均から消費税、流通経費等控除したもの(10,263円)。  
2 補償(定額)は1,700円、10a当たり15千円(530kg/10a)。  
3 補償(変動)は1,715円(標準的な販売価格から10年産米価を引いたもの(15,100円/10a))。

## (2) 地域別平均経常収支との関係

次に、地域別に戸別所得補償（定額部分）の影響度を、あくまで平均値ベースでの試算ではあるが、販売農家の平均経常収支（すべての営農類型を含む全販売農家の平均値）で見てみよう（07年産のデータを用いて定額部分について試算するのは、前記3（2）と同様）。

北海道、都府県ともに戸別補償（定額部分）試算値の、補償前の農業所得対比はともに8%程度だが、北海道では農業依存度が高いことから、総所得では6.3%の増加率となり、都府県の1.8%を大きく上回る。都府県の地域別内訳では、戸別補償（定額部分）試算値の、補償前の農業所得対比は、米の主産地である北陸（15.2%）、東北

（11.9%）および、もともと農業所得の少ない中国（12.6%）では10%を上回るが、営農類型構成の違う、大都市周辺の関東・東山（5.1%）、東海（4.2%）や、九州（6.4%）、四国（5.0%）ではその半分にとどまる。総所得の増加率ベースでは、同様に東北（3.2%）、北陸（2.5%）および、もともと農業依存度が高い九州（1.8%）では高く、その他の地域では1.5%以下にとどまる。

農林水産省による推計家計費を用いて家計収支尻を算出すると、全国では106千円の黒字だが、北海道では151千円の赤字、都府県では121千円の黒字となっている。これに戸別補償（定額部分）試算値を加えると、全国では約2倍の201千円となり、北海道では247千円と大きく黒字化し、都府県では206千円と70%増になる。都府県の地域別内訳では、もともと東北、中国、九州が赤字だが、戸別補償（定額部分）試算値を加えても赤字の減少にとどまり黒字化は果たさない。加算前で既に収支尻に余裕のある北陸、東海、関東・東山では、加算によって9～22%収支尻が増加する（第3表）。

## 5 今後の展望と課題

米戸別所得補償制度が存続される限りにおいての話ではあるが、第1の問題は米価の趨勢がどのようになるかであろう。民主党政府は、米の備蓄方式をこれまでの回転方式から棚上方式（古米を主食用として放出せず、飼料用として処理する）に変更し、

第3表 地域別の販売農家の平均経営収支(07年)と戸別所得補償(定額部分)の影響試算

|                     | 単位 | 全国    | 北海道    | 都府県   | 東北    | 北陸    | 関東<br>・東山 | 東海    | 近畿    | 中国    | 四国    | 九州    |
|---------------------|----|-------|--------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間月平均世帯員            | 人  | 3.80  | 4.16   | 3.79  | 4.15  | 4.32  | 3.73      | 4.06  | 3.67  | 3.17  | 3.30  | 3.69  |
| 年間月平均農業経営関与者数       | 人  | 2.10  | 2.43   | 2.09  | 2.14  | 2.03  | 2.10      | 2.11  | 2.11  | 2.00  | 2.07  | 2.12  |
| 経営耕地面積              | a  | 212   | 1,702  | 164   | 238   | 189   | 161       | 125   | 113   | 119   | 117   | 174   |
| うち 田面積              | a  | 122   | 459    | 111   | 179   | 167   | 90        | 73    | 86    | 88    | 68    | 111   |
| 農業所得                | 千円 | 1,195 | 4,936  | 1,080 | 1,230 | 888   | 1,295     | 1,197 | 655   | 509   | 929   | 1,331 |
| 農業粗収益               | 千円 | 4,130 | 18,889 | 3,659 | 4,034 | 3,103 | 3,835     | 4,022 | 2,463 | 2,101 | 3,318 | 5,101 |
| うち 稲作               | 千円 | 875   | 2,209  | 834   | 1,375 | 1,627 | 682       | 489   | 654   | 600   | 453   | 642   |
| 麦作                  | 千円 | 43    | 891    | 16    | 1     | 6     | 16        | 4     | 2     | 2     | 3     | 77    |
| 豆類                  | 千円 | 36    | 691    | 14    | 12    | 9     | 19        | 5     | 23    | 12    | 0     | 34    |
| 制度受取金               | 千円 | 264   | 3,295  | 167   | 221   | 202   | 126       | 116   | 105   | 94    | 100   | 314   |
| 農業経営費               | 千円 | 2,935 | 13,953 | 2,579 | 2,804 | 2,215 | 2,540     | 2,825 | 1,808 | 1,592 | 2,389 | 3,770 |
| うち 制度積立金            | 千円 | 68    | 511    | 52    | 100   | 51    | 36        | 31    | 32    | 27    | 39    | 73    |
| (正味補助金)             | 千円 | 196   | 2,784  | 115   | 121   | 151   | 90        | 85    | 73    | 67    | 61    | 241   |
| (外数) 戸別所得補償(定額部分)試算 | 千円 | 95    | 398    | 85    | 146   | 135   | 66        | 57    | 62    | 64    | 46    | 85    |
| 戸別補償(定額)の農業所得比      | %  | 7.9   | 8.1    | 7.9   | 11.9  | 15.2  | 5.1       | 4.2   | 9.5   | 12.6  | 5.0   | 6.4   |
| 農外所得                | 千円 | 1,936 | 787    | 1,972 | 1,798 | 2,710 | 1,993     | 2,294 | 1,754 | 1,664 | 1,978 | 1,911 |
| うち 給与等              | 千円 | 1,435 | 462    | 1,467 | 1,434 | 2,312 | 1,155     | 1,621 | 1,137 | 1,474 | 1,608 | 1,599 |
| 年金等の収入              | 千円 | 1,701 | 598    | 1,738 | 1,489 | 1,730 | 1,522     | 2,094 | 2,293 | 2,143 | 2,048 | 1,392 |
| 総所得                 | 千円 | 4,836 | 6,327  | 4,797 | 4,528 | 5,334 | 4,814     | 5,591 | 4,705 | 4,318 | 4,953 | 4,638 |
| 総所得(戸別所得補償(定額)加算後)  | 千円 | 4,931 | 6,725  | 4,882 | 4,674 | 5,469 | 4,880     | 5,642 | 4,767 | 4,382 | 4,999 | 4,723 |
| 総所得(補償(定額)加算後)増加率   | %  | 2.0   | 6.3    | 1.8   | 3.2   | 2.5   | 1.4       | 0.9   | 1.3   | 1.5   | 0.9   | 1.8   |
| 租税公課諸負担             | 千円 | 743   | 1,173  | 728   | 664   | 716   | 842       | 918   | 761   | 495   | 712   | 657   |
| 可処分所得               | 千円 | 4,093 | 5,154  | 4,069 | 3,864 | 4,618 | 3,972     | 4,673 | 3,944 | 3,823 | 4,241 | 3,981 |
| 農業依存度               | %  | 38.1  | 86.2   | 35.3  | 40.5  | 24.6  | 39.3      | 34.2  | 27.2  | 23.4  | 32.0  | 41.0  |
| 推計家計費               | 千円 | 3,987 | 5,305  | 3,948 | 4,244 | 3,992 | 3,541     | 4,075 | 3,826 | 3,894 | 4,167 | 4,245 |
| 推定家計収支尻             | 千円 | 106   | △ 151  | 121   | △ 380 | 626   | 431       | 598   | 118   | △ 71  | 74    | △ 264 |
| 推定家計収支尻(戸別補償(定額)後)  | 千円 | 201   | 247    | 206   | △ 234 | 761   | 497       | 649   | 180   | △ 7   | 120   | △ 179 |

資料 農林水産省「経営形態別経営統計(個別経営)07年」他各種資料から作成

(注) 1 戸別所得補償(定額部分)は、田面積の60%が稲作面積とし、各戸10aを控除して算出(交付単価は15千円/10a)。

2 戸別所得補償(定額部分)は、上記収支表の外数で、「総所得(戸別所得補償(定額)加算後)」「推定家計収支尻(戸別補償(定額)後)」のみに加算・反映。

3 「平均経営収支」とは、すべての営農類型を含む全販売農家の平均値。

11年産米から毎年20万トンが当年度の主食用米市場から吸収・隔離されることとなり、この点では米需給の改善に対してプラス要因となる(11年産に限っては18万トン)。

しかし、①米の生産調整面積が水田面積の4割に近く潜在的生産余剰圧力が大きいこと、②年間77万トンものMA米が輸入されて在庫も積み上がっていること、③人口減と一人当たり米消費量の減少傾向のなかでは、米価は引き続き低下圧力を受け続けることとなろう。米価が下がり続ける限り、制度設計・運用いかんにもよるが、要

補償額は増え続け、満額支給が不能となって生産基盤を侵食する恐れがある。このため最低限、生産調整は堅持する必要がある。

第2の問題は、米戸別所得補償制度が、今後の政権いかんによって大きく左右される危険性をはらんでいることであろう。農業政策の基本部分が政権によって変動するのは、農業経営の立場からするとあってはならないことである。万一、制度変更があったとしても、少なくとも戸別の補償水準は維持する必要がある。

第3の問題は、米戸別所得補償制度内部

の問題であり、既に述べたとおり、現行の米戸別所得補償制度が「標準的生産費を基準とする不足支払」となっておらず、将来における補償水準の見通しが立ちにくいことである。このために、大規模生産者に発生する超過利潤が、規模拡大のインセンティブとして働きにくくなっている。

最後の問題は、第1の問題の大前提となるもので、現行の国家貿易制度と関税によって構成される国境措置が維持されるかどうかである。民主党政府はTPP（環太平洋連携協定）参加に前のめりだが、もしも例外なき関税撤廃となると米価は生産費の低下幅を大きく上回って低下し、補償額は毎年の支給が困難な程度に巨額化して生産基

盤は維持できないだろう。<sup>(注8)</sup>

(注8) MA一般輸入米の米国産うち精米中粒種の落札価格趨勢値は4,753円/60kg（玄米換算4,305円。2010年度第1～8回入札における重量加重平均推定値（『米穀市況速報』記事から推計）。標準的な生産費は13,703円なので、関税撤廃で米価が4,305円まで低下すると、その差額156円/kg×国内主食用等米生産量815万トン＝1兆2,700億円の補償が毎年必要となる。

SBS輸入米（主食用）に限定して見ても、2010年度にうち（精米）短粒種輸入実績がある中国産、米国産の2010年度第1～9回落札加重平均値は9,201円なので、MA米と同様に国内米価が9,201円まで低下すると、標準的生産費との差額75円/kg×815万トン＝6,100億円の補償が毎年必要となる。

#### <参考文献>

・平澤明彦（2010）「欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題」『農林金融』12月号

（ふじの のぶゆき）

#### 発刊のお知らせ

### 農林漁業金融統計2010

A4判, 160頁  
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

#### <頒布取扱方法>

編集…株式会社農林中金総合研究所  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744  
FAX 03(3233)7794  
発行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2  
頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部  
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580  
FAX 03(5295)1916

<発行> 2011年2月